

## うつくしま・みずウオーク 2014三春大会参加者募集

「環境保全」と「自然との共生」「水環境」に対する関心を高め、健康づくりに役立てることを目的に、「うつくしま・みずウオーク2014三春大会」が開催されます。ぜひ、ご参加ください。

▼日時 9月27日(土)

▼受付 午前8時30分

▼開会式 午前9時10分

▼スタート 午前9時40分(時差スタート)

▼受付・開会式 滝の平野外劇場(滝桜大駐車場)

▼ゴール 三春の里田園生活館

▼コース さくら湖周辺7<sup>km</sup>、10<sup>km</sup>、18<sup>km</sup>コース

▼参加料

▽一般500円(当日参加700円)

▽中学生以下300円(当日参加500円)

※未就学児は無料

▼参加定員 先着2,000名(定員になり次第締切)

▼申込方法 往復はがきに参加者氏名、年齢、住所、電話番号、参加コースを明記し、申し込んでください。また、福島民友ホームページからも申込みができます。

▼申込先

〒960-8648(住所不要)

福島民友新聞社事務局「みずウオーク三春大会」係

▼申込締切 9月22日(月)

▼問 三春交流館「まほら」

☎62・3837

## 三春秋まつりの準備が進められています

◎11月1日(土)・2日(日)開催  
今年で11回目となる三春秋まつりは、11月1日(土)・2日(日)の2日間、三春町運動公園で開催されます。

現在、三春秋まつり実行委員会(渡辺宏二委員長)では、秋まつり開催に向けて実行委員会を行い、準備を進めています。今年新しい企画などのアイデアも出されており、来場した皆さんに楽しんでいただけるイベントになるよう計画を進めています。

また、初日の1日には、三春ウオーク2014も開催される予定です。

秋まつりの詳しい内容などについては、広報みはる10月号でお知らせします。

▼問 三春秋まつり実行委員会事務局(産業課商工観光グループ内)

☎62・3960



昨年の三春秋まつりのようす

## 臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。該当となる方で、まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

▼給付対象者 平成26年分市町村民税が課税されない方が対象です。

※ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

▼給付額 給付対象者1人につき1万円

▼給付対象者の中で次に該当する方は5千円を加算

▽老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

▽児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

▼受付場所 三春町役場、岩江行政支援相談所、沢石行政支援相談所

▼申請期限 10月10日(金)

▼申請手続 給付対象となる可能性のある方には申請書を送付しています。

※申請書が届いても該当とならない場合もあります。

▼申請書および必要書類(本人確認証明書の写し、通帳の写しなど)を提出してください。

▽該当になると思われる方で、申請書が届かない場合には、お問い合わせください。

▼問 総務課企画情報グループ

☎62・8125

## 子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

4月からの消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な特例給付として支給する子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けています。該当すると思われる世帯には、既に申請書を送付しておりますので、お早めに申請してください。

▼給付対象者 基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限に満たない方になります。(ただし、臨時福祉給付金の給付対象要件を満たす児童および生活保護の被保護者となっている場合などは対象外です。)

▼給付額 対象児童1人につき1万円

※臨時福祉給付金と重複して受給することはできません。

▼受付場所 保健センター

※ただし、平成26年1月2日以降に転入された方は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村になります。

▼申請期限 10月10日(金)

▼申請手続 該当すると思われる世帯には、7月上旬に申請書を送付しましたので、申請期間内に申請してください。なお、申請書を紛失した場合は連絡ください。

※公務員の方につきましては、案内文書などを送付しませんので、勤務先の児童手当支給担当部署等から申請書様式及び公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書様式を受理し、必要事項を記入のうえ申請してください。(郵送も可)

▼問 保健センター

☎62・3166